

令和7年12月19日

かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（第5回）

厚生労働省 医政局 総務課

はじめに

説明会開催の趣旨

令和5年の改正医療法により、令和7年4月より「かかりつけ医機能報告制度」が施行され、本制度の運用に当たっては、医療機関からの報告を受け、地域における協議の場において地域の医療関係者等が協議を行い、在宅医療や時間外診療など、地域で不足する機能について地域の医療機関や市町村等と連携しながら、必要な方策を検討・推進していくこととなります。

今般、令和8年1月からのかかりつけ医機能報告の開始に向けて、自治体向けの説明会を実施させていただきます。

(主な説明内容)

- 前回の振り返り及び都道府県における報告関係業務について
- 今後のスケジュール等について（報告関係）
- かかりつけ医機能に係る協議の場について

前回の振り返り及び報告関係業務について

ひと、くらし、みらいのために

都道府県における報告関係業務一覧（G-MIS関連）

- かかりつけ医機能報告制度の報告関係業務について都道府県における実施事項は以下のとおりです。
- 令和8年1月のかかりつけ医機能報告の円滑な実施に向けてご対応をお願いします。

赤字は新規加筆箇所

No	都道府県の業務	概要
報告関係業務	① 医療機関アカウント申請	G-MISアカウントを有さない医療機関に対し、新規ユーザ登録申請機能を用いてアカウントの発行を行うようご案内ください。 なお、G-MISのアカウントについては、医療機能情報提供制度で利用しているアカウントと同一のものを使用する予定であり、既に医療機能情報提供制度にてアカウントを発行済の病院（特定機能病院を除く）・診療所に対しては自動的にかかりつけ医機能報告の権限が付与されるため、手続は不要です。
	② 関係機関アカウント申請	かかりつけ医機能報告制度の都道府県担当者及び都道府県の業務委託先機関（保健所、委託事業者、医師会等）について、G-MISのアカウント申請を実施ください。
	③ 問合せ管理ツールのユーザ登録	都道府県担当者と厚生労働省間で問合せ対応及び資料授受を実施するための問合せ管理ツールについて、ユーザ登録をお願いします。
	④ 制度に関する問合せ対応	制度に関する問合せ（各報告項目の疑義等）について、問合せ先を確認いただき、医療機関等からの問合せにご対応ください。 なお、かかりつけ医機能報告のシステムに関する問合せ（ログイン方法やシステムの操作方法等）については、G-MISが設けるコールセンターにて、医療機関からの問合せに対応する体制を構築します。また、制度に関する問合せについては、医療機能情報提供制度と同様に、都道府県にて回答できない問合せについては、問合せ管理ツールにより厚生労働省へのエスカレーションを行うことが可能です。
	⑤ 定期報告案内の送付	定期報告の開始に先立ち、医療機関に必要な案内をお願いします。例えば、以下が想定されます。 ・医療機関へ定期報告を開始する旨を通知。 ・かかりつけ医機能報告制度に係る医療機関への案内資料の配布。なお、報告対象医療機関に対して、G-MISの操作方法や報告の手引き等を整理した報告マニュアルを厚生労働省にて作成予定のため、必要に応じて活用ください。
	⑥ 紙調査票の印刷・郵送	紙報告の運用を行う都道府県においては、紙報告の医療機関に対し、調査票の印刷・郵送を実施してください。なお、かかりつけ医機能報告制度ではG-MISの印刷機能により調査票を出力する機能を実装します。9/26に問合せ管理ツール（Redmine）で周知した「【周知】G-MISの「紙面発送対象」最新化のお願い（紙調査票を利用する都道府県のみ）」の通り、都道府県にて調査票を出力する前に紙面発送対象の最新化をお願いいたします。なお、令和7年度の初回定期報告の開始に限っては都道府県の業務支援の観点から、紙調査票のファイル出力を厚生労働省（G-MIS事務局）にて実施し、 11/7に都道府県に提供済み 。※印刷は各都道府県にて実施いただくようお願いいたします。
	⑦ 紙調査票の代理入力	⑥で郵送した紙調査票を医療機関より回収し、G-MISへの代理入力を実施してください。
	⑧ 報告内容・体制の確認	医療機関からの報告内容により、かかりつけ医機能の体制を有することをご確認ください。 必要な場合には、メールや電話等で体制を確認ください。
	⑨ 督促	未報告の医療機関に対し、定期報告を実施するよう督促をお願いいたします。 G-MISから督促メールを送付できる機能を実装します。
	⑩ 報告内容の公表	令和8年度の都道府県による報告内容の公表に向けて、令和7年度末頃に厚生労働省より速報版データを提供します。速報版の確認を行い、報告データの内容等をご確認ください。※なお令和8年度以降、データの加工支援として厚生労働省よりNDBデータの秘匿加工処理を実施したデータを都道府県に提供する予定です。詳細は次回以降の自治体説明会等で追ってご案内いたします。

G－M I S上の各医療機関に係る活動区分の更新について

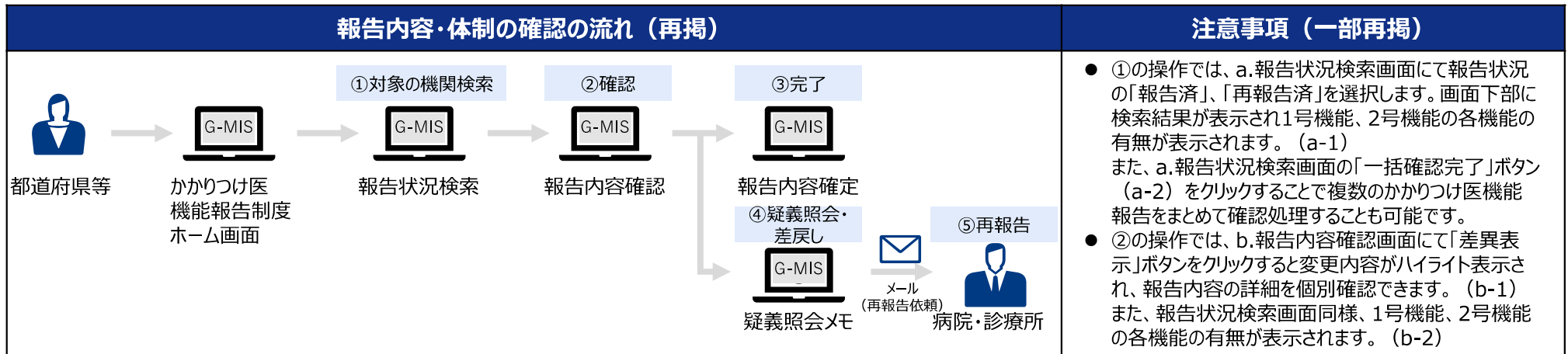
- 令和7年10月31日付で問合せ管理ツールにて都道府県あて周知したとおり（【周知】医療機関活動区分最新化のお願い<https://med-func.cloud.redmine.jp/news/6403>）、かかりつけ医機能報告制度に係るG-MISの機能は、医療機能情報提供制度に係るG-MISの機能と同様、「活動区分」の登録状況によりG－M I S上利用できる機能が異なります。
- 「活動区分」は、医療機能情報提供制度における入力項目である「開設日」「休止日」「再開日」「廃止日」の登録情報に紐付いており、更新したい場合は、G－M I Sの医療機能情報提供制度の定期報告・随時報告（またはその代理報告）から更新可能ですので、かかりつけ医機能報告の定期報告の開始に向けて、適宜更新をお願いいたします。

活動区分	G－M I S上の登録状況	報告	定期報告案内メール・督促メールの送付	補足事項
開設前	「開設日」が未設定、または、後日となっている状態	可能	不可	「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」で定めるとおり報告対象からは除外されるため、定期報告案内・督促メールは送付されないが、自主的な報告自体は妨げないため、G－M I S上は定期報告が可能な状態。
活動中	開設前、休止、廃止のいずれの場合でもない状態	可能	可能	
休止	「休止日」が後日であり、かつ、「再開日」が未設定、または、後日となっている状態	可能	可能	「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」で定めるとおり、報告基準日である1月1日時点において休院している医療機関は報告対象から除外されるが、再開した時点から報告対象となる。そのため、G－M I S上は定期報告を行うことや定期報告案内・督促メールを送付することが可能な状態。
廃止	「廃止日」が過去日となっている状態	不可	不可能	「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」で定めるとおり報告対象からは除外されるため、G－M I S上は定期報告や定期報告案内・督促メールを送付することはできない状態。

※一体的に運用を行う医療機能情報提供制度の仕様と同様としている。

医療機関からの報告後の確認業務について

- 医療機関からかかりつけ医機能報告が実施された後に都道府県において確認を実施いただく形になりますが、医療機関からG-MISで報告が行われた時点で、G-MISからメール等での通知は行われないため、適宜状況をご確認ください。
- 医療機関からの報告内容は、以下の画面から検索・確認可能です。確認の方法については、【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアルにも記載しておりますので、詳細は当該マニュアルをご参照ください。



確認時のポイント①

G-MIS上にて手動にて確認

※医療機能情報提供制度における自動確認完了機能は実装されません。（一括確認処理機能あり）

確認時のポイント②

かかりつけ医機能の有無の確認

1号機能及び2号機能の有無は、報告内容に基づき自動表示されます。画面に表示された内容を確認の上、「確認完了」処理を行ってください。

a.報告状況検索画面

検索条件に合致するデータが2件ヒットしました。
本件数が「一括確認完了」対象となります。

表示件数 20 件 全2件中1件~2件を表示 ページ 1 / 1 前へ 次へ 最終

機関コード	機関名	報告名	報告区分	報告状況	報告日	登録保持期間	日常診療	病棟外診療	入退院支援	在宅医療・介護等との連携	登録年月日	更新年月日	編集	確認
2025年度...	病院	定期報告	報告済	あり	あり	あり	あり	あり					編集	確認
2025年度...	病院	定期報告	再報告済	あり	あり	あり	なし	なし					編集	確認
2025年度...	病院	定期報告	再報告済	なし	なし	なし	なし	なし					編集	確認

b.報告確認画面

2025年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称 正式名称（フリガナ） 所在地 報告状況 確認状況

各機能の有無	日常診療を総合的かつ継続的に行う機能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供
有り	有り	有り	有り	有り	有り

表示内容によっては画面表示に時間がかかる場合があります。
報告された内容で完了とする場合は、「確認完了」ボタンをクリックしてください。また、疑義により再報告とする場合は「差戻し」ボタンをクリックしてください。

1号機能 2号機能

各機能の有無の考え方について（１号機能）

かかりつけ医機能報告制度に係る第２回自治体向け説明会資料（一部改）

- かかりつけ医機能報告におけるG-MIS上の確認では、先般お示しした「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」でもご案内しているとおり、下記の考え方に基づき医療機関の各機能に係る体制の有無がG－M I S上で自動で表示され、G-MIS上の報告状況検索画面に出力されます。都道府県における確認実施時の参考としてご活用ください。

＜報告事項＞

以下の全ての要件を満たすこと

No	報告事項	機能有無の考え方
1	「具体的な機能(※)」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること	「有する」かつ「実施している」ことを報告
2	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	有無の報告
3	17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること	「実施できる」ことを報告
4	一次診療を行うことができる疾患を報告していること	有無の報告
5	医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）	「実施できる」ことを報告

(※) 継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能

各機能の有無の考え方について（2号機能）

かかりつけ医機能報告制度に係る第2回自治体向け説明会資料（一部改）

- かかりつけ医機能報告制度のG-MISの確認機能では、以下に示す基準に基づき、医療機関のかかりつけ医機能に係る体制の有無が自動で報告状況検索画面に表示されます。都道府県の確認時における参考としてご参照ください。

<2号機能に関する報告事項>

（イ）通常の診療時間外の診療：No1,2の各報告事項についていずれかの要件を満たすこと

No	報告事項
1	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況（在宅当番医制・休日夜間急患センター等に参加、自院の連絡先を渡して随時対応、自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して随時対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況

（ロ）入退院時の支援：No1,2,3,4,5の各報告事項についていずれかの要件を満たすこと

No	報告事項
1	自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
3	自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況
4	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況
5	特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関 から紹介状により紹介を受けた外来患者数

各機能の有無の考え方について（2号機能）

かかりつけ医機能報告制度に係る第2回自治体向け説明会資料（一部改）

- かかりつけ医機能報告制度のG-MISの確認機能では、以下に示す基準に基づき、医療機関のかかりつけ医機能に係る体制の有無が自動で報告状況検索画面に表示されます。都道府県の確認時における参考としてご参照ください。

< 2号機能に関する報告事項 >

（ハ）在宅医療の提供：No1,2,3,4のいずれかの報告事項について要件を満たすこと

No	報告事項
1	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況（自院で日中のみ、自院で24時間対応、自院での一定の対応に加えて連携して24時間対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
3	自院における訪問看護指示料の算定状況
4	自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況

（二）介護サービス等と連携した医療提供：No1,2,3,4,5のいずれかの報告事項について要件を満たすこと

No	報告事項
1	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況（主治医意見書の作成、地域ケア会議・サービス担当者会議等への参加、介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会設定等）
2	介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況
3	介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称）
4	地域の医療・介護情報共有システムの参加・活用状況
5	A C P（人生会議）の実施状況

未報告医療機関への督促等について

- 定期報告期間の後半において、未報告の医療機関が存在する場合は、都道府県から医療機関に対し督促等の実施をお願いしているところです。
- 未報告の医療機関に対する医療法上の取扱いとは下記のとおりとなっておりますのであらためてご確認ください。
- なお、G-MISには未報告の医療機関の件数を集計・表示する機能（定期報告件数集計機能）や未報告の医療機関に督促メールを配信できる機能（督促メール配信機能）も実装しておりますので必要に応じてご活用ください。機能の詳細は【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）をご参照ください。

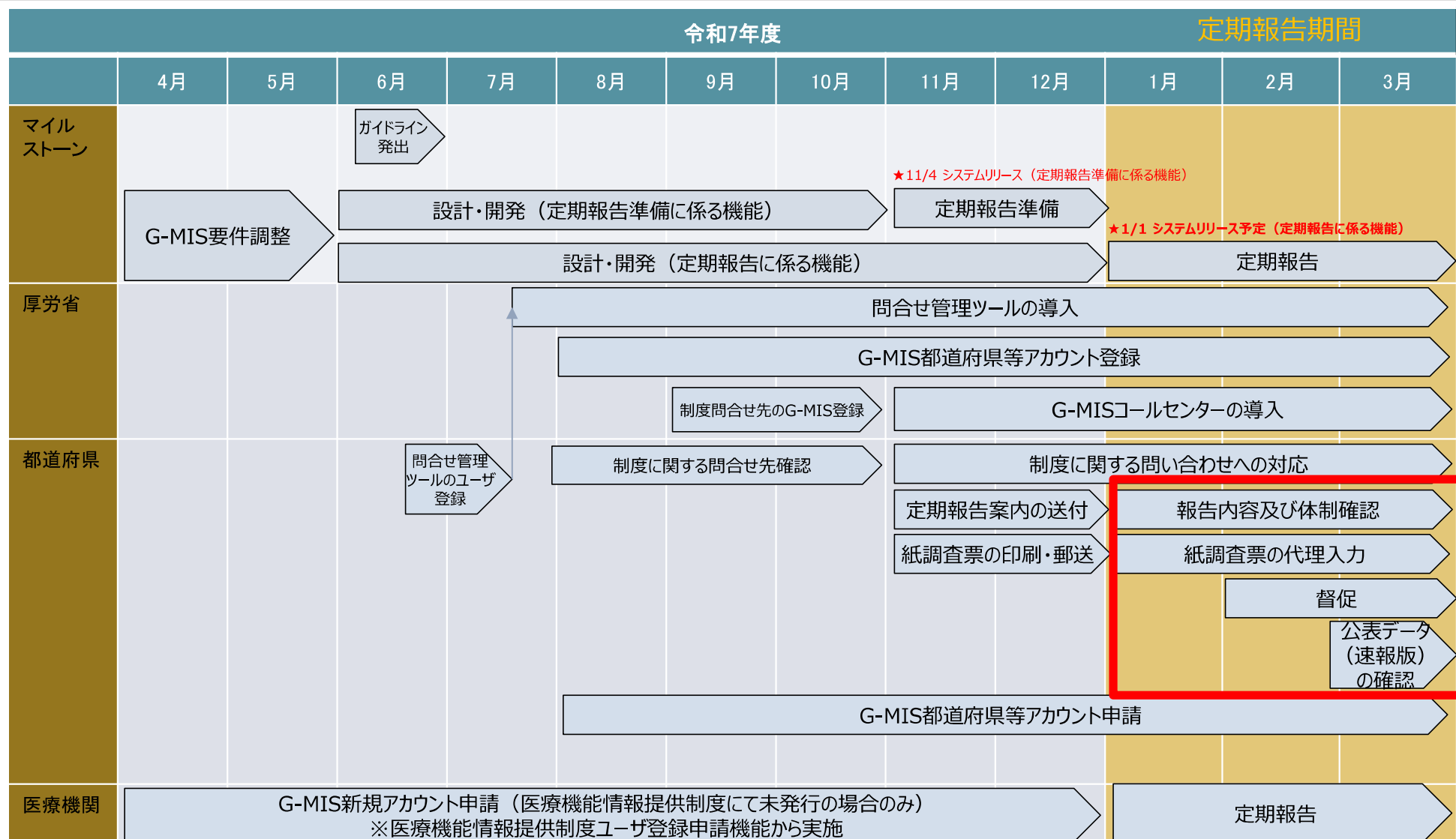
医療法	内容
第三十条の十八の四	地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。 （略） 4 第二項の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、当該確認を受けた体制について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、当該変更が生じた体制が同項の厚生労働省令で定める要件に該当すること（他の病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。 （略） 6 都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。
第九十二条	第六条の四の四第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をした者又は第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

今後のスケジュール等について（報告関係）

ひと、くらし、みらいのために

令和7年度における都道府県における報告関係スケジュールについて

- G-MISの定期報告の機能は、定期報告開始日である1月1日にリリース予定です。
- 医療機関の報告状況に応じて督促等を適宜実施いただくようお願いいたします。
- また、公表用データ（速報版）については3月中に提供予定です。



令和7年度におけるG-MISスケジュールについて

- 都道府県が活用する定期報告準備のG-MIS機能は令和7年11月4日(火)に、医療機関が活用する定期報告機能は令和8年1月1日(木)より利用可能となります。
- なお、令和8年1月1日から定期報告機能のリリースを行うための移行作業のため、12/22～12/31の間は、都道府県における定期報告準備機能は利用できません。引き続き計画的な定期報告の準備作業をお願いします。

かかりつけ医機能報告に係るG-MISスケジュール

タイムライン	10月		11月				12月				1月			
	20w	27w	3w	10w	17w	24w	1w	8w	15w	22w	29w	5w	12w	19w
マイルストーン			▼ 定期報告準備機能稼働、コールセンター受付開始(11/4)※ ▼ FAQ、操作手順動画、マニュアル公開(10/31)				(参考) 医薬機能リリース(12/15)				▼ 定期報告機能稼働(1/1)			
G-MIS事務局	リリース作業 (定期報告準備機能)									リリース作業 (定期報告機能)				
都道府県			定期報告準備								定期報告準備機能 利用不可期間 (12/22～12/31)			
			定期報告準備機能の稼働後に都道府県が利用可能となる主な機能											
			・静的コンテンツダウンロード機能 ・宛先情報ダウンロード機能 ・調査票出力機能 ・メール一括配信/メール配信履歴確認、機能 ・機関情報検索機能 ・報告対象機関一覧表示機能											
医療機関												定期報告		

※令和8年のコールセンター・問合せ管理ツールの受付開始日は1/5(月)からとなります。

G-MISの定期報告機能リリースにより都道府県が利用できる各種機能について

かかりつけ医機能報告制度に係る第4回自治体向け説明会資料

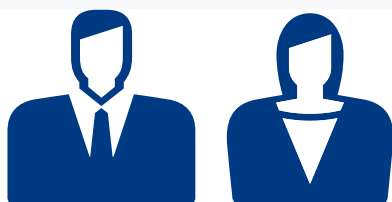
- 令和8年1月1日以降、定期報告機能で都道府県が利用可能になるG-MISの機能は以下のとおりです。

No	機能名	機能概要
1	保険医療機関番号確認機能	定期報告を行う際に、病院/診療所の医療機関が、自身の保険医療機関番号を入力しG-MISに登録されている番号と一致していることを確認する機能。
2	調査票代理入力機能（定期報告）	都道府県の担当者が、管轄する医療機関の定期報告の調査画面へアクセスし、代理で入力・一時保存・修正・確定を行う機能。
3	かかりつけ医機能判別機能	調査票入力時（医療機関による入力、都道府県による代理入力、定期報告、変更報告問わず）に、入力された項目のデータをもとに、当該機関がかかりつけ医機能に係る体制を有することをシステム上で判別し、報告画面上にメッセージ等を表示する機能。
4	報告内容帳票出力機能	医療機関や都道府県が入力した報告内容を帳票形式で出力する機能。
5	報告内容確認機能	報告が完了した医療機関を一覧で表示し、機関を選択することで報告内容を確認する機能。
6	かかりつけ医機能の体制確認機能	報告が完了した医療機関を一覧で表示し、機関を選択することで、当該医療機関がかかりつけ医機能に関する体制を有することを確認する機能。
7	報告内容一括確認機能	医療機関の一覧表示画面から一括確認ボタンを押下することで、報告内容確認機能および体制確認機能について、報告完了済みの全医療機関を確認済みとする機能。
8	未報告機関一覧表示機能	当該年度の定期報告のステータスが報告済となっていない医療機関（特定機能病院と歯科診療所を除く病院および診療所）を一覧形式で表示する機能。
9	疑義照会メモ機能	医療機関の報告内容にメモを紐づけ、疑義照会および督促に係る情報をコメントとして記載する機能。
10	差戻し機能	都道府県から医療機関に差戻しを行い、医療機関側で再度調査票入力が可能な状態に遷移させる機能。
11	報告内容修正機能	都道府県によって差戻しされた報告内容を医療機関が修正し、再報告を行う機能。
12	調査票代理入力機能（変更報告）	都道府県の担当者が、管下の医療機関の変更報告の調査画面へアクセスし、代理で入力・一時保存・修正・確定を行う機能。
13	全項目CSV出力機能	報告データの全量をCSVで出力する機能。
14	定期報告・変更報告件数集計機能	定期報告・変更報告件数を月・日の単位で集計・表示する機能。

かかりつけ医機能報告マニュアルについて（都道府県用／医療機関用）

- かかりつけ医機能報告を行う際に参照するマニュアルは、11月4日に厚生労働省から都道府県に対し、医療機関用及び都道府県用の各種マニュアルを発出しております。
- 医療機関用マニュアルについては以下の厚生労働省HPにも公開済ですので、適宜ご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html)

都道府県用マニュアル



①【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル

毎年度の定期報告に係る都道府県の一連の基本的な業務の流れを簡潔にまとめたマニュアル。G-MISで定期報告業務を実施する際は、基本的にこちらのマニュアルをご参照ください。



②【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）

G-MIS操作手順についての詳細を記載し、システム上の各種仕様についての留意点等の解説を記載したマニュアル。
G-MISの詳細な内容を確認する際には、必要に応じてご参照ください。

医療機関用マニュアル



③【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル

医療機関がかかりつけ医機能報告を行う際に参照できる、基本的な事項について簡潔に分かりやすくまとめたマニュアル。
毎年度の定期報告の際には、基本的にこちらのマニュアルを参照して実施いただくことを想定。



④【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）

医療機関がかかりつけ医機能報告を行う際にシステムの詳細な仕様について確認が必要となった場合に活用するマニュアル。
※③において基本的な事項はまとめられていますので、④はG-MISの詳細情報について確認したい場合にのみ適宜ご参照いただくことを想定。

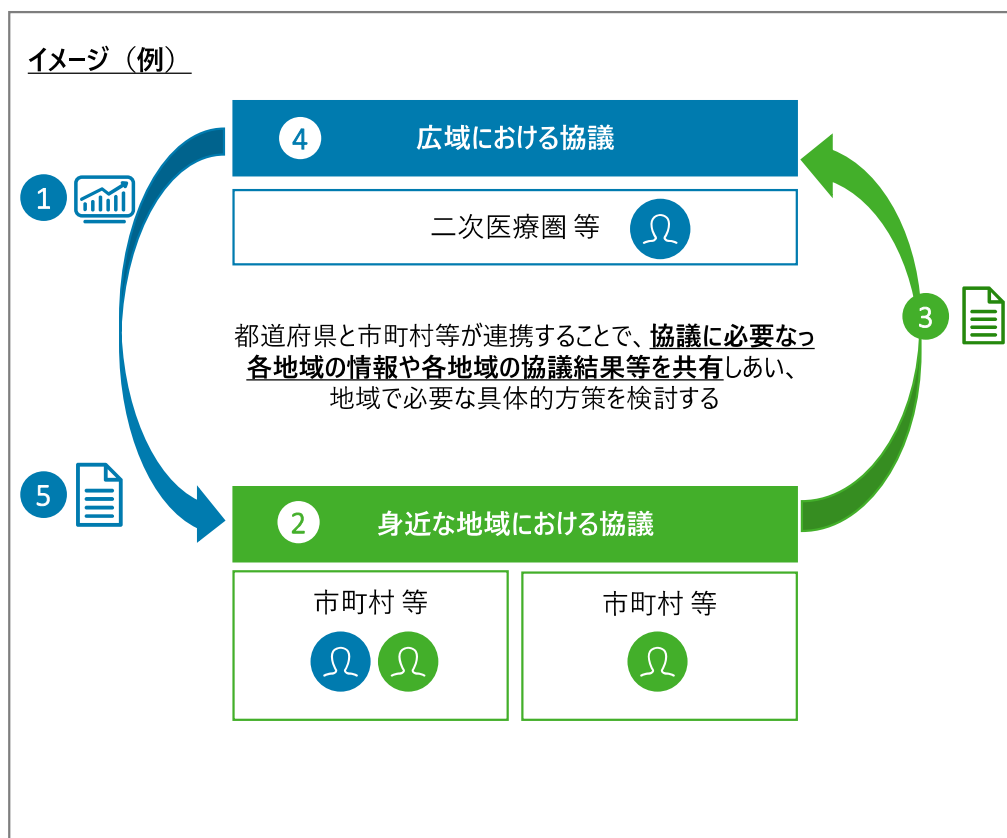
かかりつけ医機能に係る協議の場について

ひと、くらし、みらいのために

かかりつけ医機能に係る協議の場の進め方について（例）

- かかりつけ医機能の協議は、身近な地域における医療・介護の実情や不足する機能の課題等を把握した上で、当該課題等を協議に反映し、具体的方策の検討を行うことが重要であると考えています。
- 従って、都道府県が介護や福祉分野の実情等を把握する市町村等とも連携して協議体制を検討することが重要であり、例えば、広域的な観点から検討を行う協議と身近な地域において検討を行う協議について、それぞれの協議の内容を共有しながら、地域において必要な具体的方策等を検討することが考えられます。

かかりつけ医機能に係る協議体制（例）



協議の進め方（例）

No	具体的な実施内容（例）
1	身近な地域における協議へのデータ等の情報提供や協議結果の共有等を依頼 都道府県は、身近な地域の関係者へのヒアリング等により、地域の課題等を把握し、報告データ等も参照して、協議課題を検討。 都道府県は、各地域へ必要な情報提供を行うとともに、協議結果の共有などを依頼。
2	身近な地域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県や市町村等は、報告データや市町村等が所持するデータ等も活用しつつ、身近な地域における課題や具体的方策等について協議。 ※市町村等が実施する協議であっても、都道府県は、かかりつけ医機能に係る協議が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
3	身近な地域における協議結果の共有 都道府県や市町村等は、身近な地域における協議結果を整理。 都道府県は、当該結果を踏まえつつ、広域的な観点から協議を行うことが望ましい課題等について検討。
4	広域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県は、身近な地域における協議結果も踏まえながら、広域的な観点から検討を行うことが望ましい課題等について協議を行う。
5	広域における協議の場での協議結果の共有 都道府県は、広域における協議結果を身近な地域における協議へ反映できるよう、身近な地域における協議に共有し必要な調整を行う。

※身近な地域におけるかかりつけ医機能の課題等を適切に把握して協議を行うことが可能である場合には、このスキームに限る趣旨ではない。